

令和2年4月28日

保護者の皆様

京都市立西京高等学校
校長 岩佐 峰之

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業期間の延長について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、またこの間、新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止についても、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、現在、政府による緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、京都府は「特定警戒都道府県」に指定されている状況にあります。これらの措置は、現時点においては5月6日までが期限となっており、4月28日時点では、国において指定の延長、または解除等が示されておりませんが、本市の感染状況が引き続き警戒を緩めることができない状態にあることや、5月7日以降の対応について、児童生徒や保護者等の皆様への周知期間を確保し、各ご家庭及び学校・園における準備を円滑に進めていく必要があるため、教育委員会において、当面、5月17日（日）まで臨時休業期間を延長し、更に、その後の対応については、政府による緊急事態宣言及び京都府による緊急事態措置の継続状況を踏まえ、改めて決定することが示されました。

そこで本校においても、下記のとおり臨時休業を延長しますので、ご連絡申し上げます。

記

1 臨時休業期間について

臨時休業を、**5月17日（日）まで延長**し、以降の取扱いについては、今後、政府による緊急事態宣言及び京都府による緊急事態措置の継続状況を踏まえ、改めてお知らせします。

2 臨時休業期間の基本的な過ごし方

- (1) 緊急事態宣言が京都府に発出されている趣旨も踏まえ、引き続き、期間中は不要不急の外出を控え、できるだけ生徒には自宅で過ごしていただきますよう、ご指導をお願いします。早寝早起きや栄養バランスのとれた食事等を意識した基本的な生活習慣を維持するとともに、適宜、散歩やジョギングなど、戸外の軽い運動も行うよう、ご指導ください。
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業期間中の健康管理について、生徒に moodle 上で行っている「健康観察」をもとに、生徒と一緒に健康観察に取り組み、ご家族の体調や健康管理、保健衛生意識の向上についても意識を高め、実践していただくよう、お願いします。

(3) 以下の場合は、すみやかに学校（電話 075-841-0010）へ連絡してください。

- お子様**が**、検査などにより**新型コロナウイルス感染症と診断された**
- お子様**に**感染の**疑い（疑似症）があり**、検査を受けるよう**医師等から言われた**
- **御家族などが感染され**、**お子様や同居されている御家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた**

(4) 休校が長期にわたることを鑑み、5月11日（月）からはオンライン時間割を導入し、計画的に家庭学習が行えるよう、学校としても取り組んで参りますが、各ご家庭におかれましても、適切なお指導をお願いします。なお、休校期間中の学習課題等の連絡については、引き続き本校 moodle で行います。オンライン学習の運用にあたり、極力通信データ量が少なくなるよう努めますが、必要に応じて、動画配信や双方向通信を行う場合もあり、インターネット通信料のご負担をおかけすることになろうかと思えます。ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。